

4 高田地区 事業計画変更説明会での主な質問

説明会には、合わせて約300名の方々にご出席いただきました。
当日の説明内容に関する主な質問・回答は以下のとおりです。

Q 申出書を提出しなかった権利者の換地はどうなるのか？

A 被災前の土地の位置関係を踏まえてかさ上げ地に換地します。

Q 換地位置はいつ頃に教えてもらえるのか？

A 高台2については今年の6月頃に、高台2以外については今年の秋～冬頃に仮換地供覧を行います。ここで各権利者の方々の仮換地位置・面積をお示しします。

Q 小規模宅地の人からも減歩をとるのか？

A 事業の性格上、宅地規模に関わらず減歩が生じます。

330㎡以下の換地となる権利者については、申出により減歩緩和の方策をとることができます。（減歩相当分の清算金を事業完了時にお支払いいただきます）。

Q 工期を短縮する方法を考えてほしい。

A 工事工程については随時見直しをしており、少しでも前倒しできるように今後も努力してまいります。

※全体説明会終了後は、個別ブースを設置し、権利者の方々の個別質問に対応させていただきました。
なお、説明会を欠席された権利者の方で、説明会資料が必要な方は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

土地登記や住所（連絡先）の変更は、必ずご連絡ください

土地区画整理事業の進捗に合わせ、重要な文書の送付やご連絡を行う頻度が増してきます。

次のような場合は、届け出てください。

- ・土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合
- ・お引越しによる住所変更など連絡先に変更が生じた場合
- ・婚姻などにより氏名等に変更が生じた場合



☆お問い合わせ先

事業施行者：

陸前高田市 都市整備局 市街地整備課

〒029-2292

陸前高田市高田町字鳴石42-5

電話番号 0192-54-2111（代表）

（内線：高田444・今泉453）

事業受託者：

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）

岩手震災復興支援本部 陸前高田復興支援事務所

〒029-2203

陸前高田市竹駒町字相川28-1

電話番号 0192-53-2630

平成27年4月13日発行

土地区画整理事業 高田・今泉

第5号

区画整理ニュース



陸前高田市 都市整備局 市街地整備課

1 今泉地区の造成・排水計画及び工事説明会を行います

今泉地区においては、昨年度に実施した換地意向確認などを踏まえて、造成や排水計画について見直しを行っております。つきましては、現時点の計画の検討状況や今後の工事展開等について次のとおり説明会を行います。

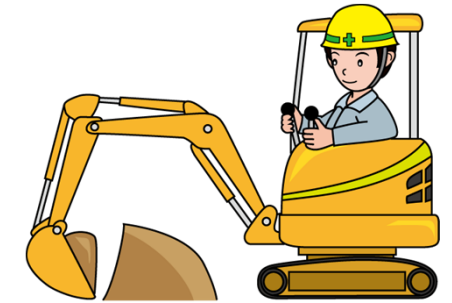
なお、**知事認可に向けた事業計画変更に関する説明会**は本年夏頃に行うこととしておりますので**別途ご案内します**。

日時 平成27年4月26日（日）

午前10時から

場所 陸前高田市高田町字鳴石5-1

第一中学校 体育館



2 第3回土地区画整理審議会を開催しました

高田地区と今泉地区それぞれの第3回土地区画整理審議会を、平成27年3月16日（月）に開催しました。

高田地区では、換地設計基準及び工事のための仮換地指定（第1段階）5件5筆について諮問し、同意及び承認されました。

今泉地区では、工事のための仮換地指定（第1段階）19件40筆について諮問し、承認されました。

3 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更等説明会を開催しました

平成27年3月20日から26日まで、標記説明会を開催しました。説明内容は次のとおりです。（②、③は別紙をご参照下さい。）

①事業計画変更について ②換地本申出（換地意向の最終確認）について ③工事展開等について ④都市計画の変更案について ⑤今後変更する都市計画について

○ 事業計画変更（案）

<地区面積>

現計画：約189.8ha

変更案：約186.1ha

<主な見直し箇所>

①高台宅地の縮小

②川原川沿い公園の宅地化

③商業系エリアの配置見直し

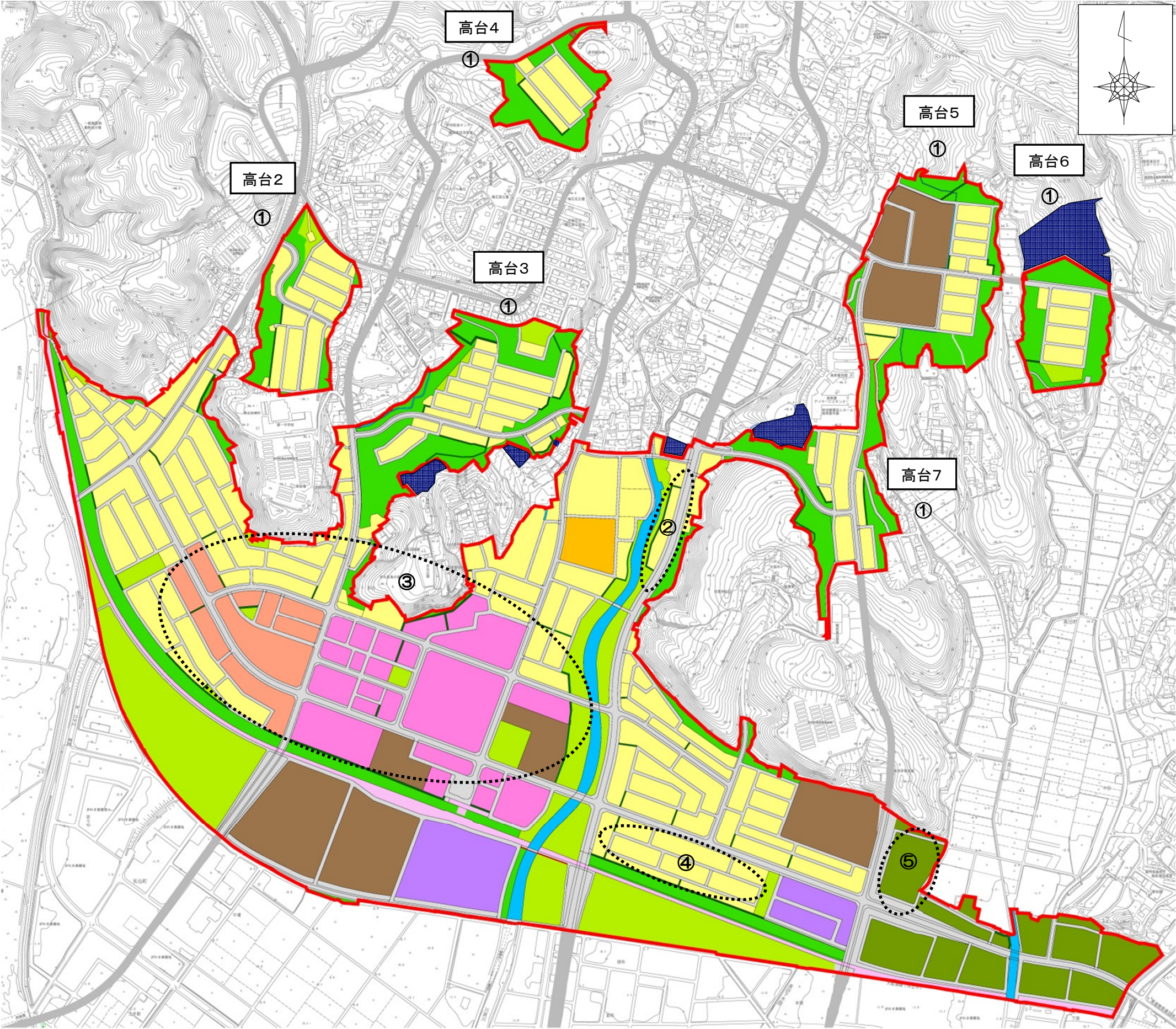
④工業エリアの見直し

⑤かさ上げ宅地の取り止め

⑥道路ネットワーク等の公共施設の見直し

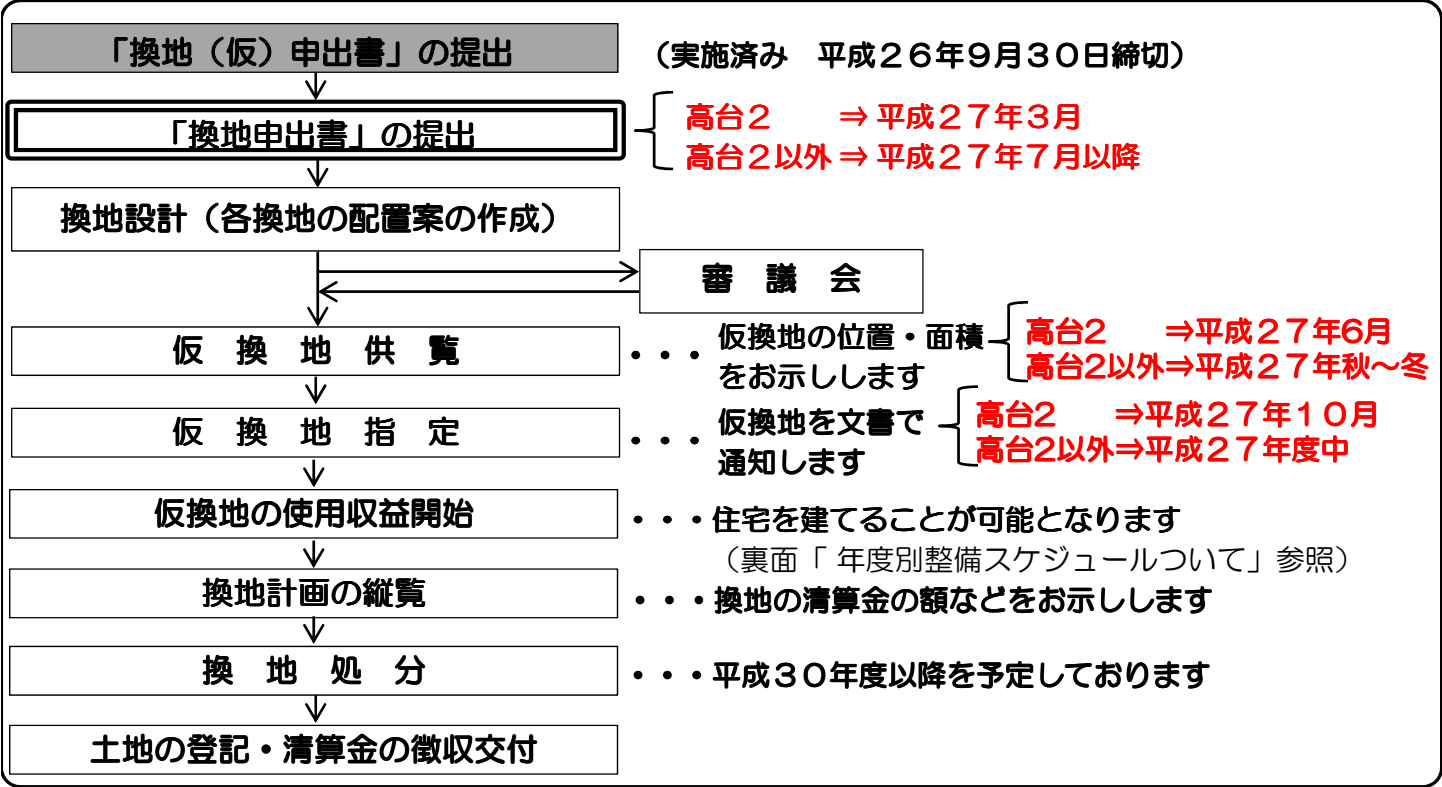
■ 区域の縮小（3.7ha）

凡 例	
—	事業区域
公共用地	 道路
	 歩行者専用道路
	 公園
	 緑地
宅地	 河川・水路・調整池
	 住宅等
	 集合住宅等
	 商業（専用）
	 商業（店舗）
	 公共・公益施設用地
	 産業・工業用地
	 農地等
	 鉄道



○ 高田地区 土地区画整理事業の流れと換地の手続きについて

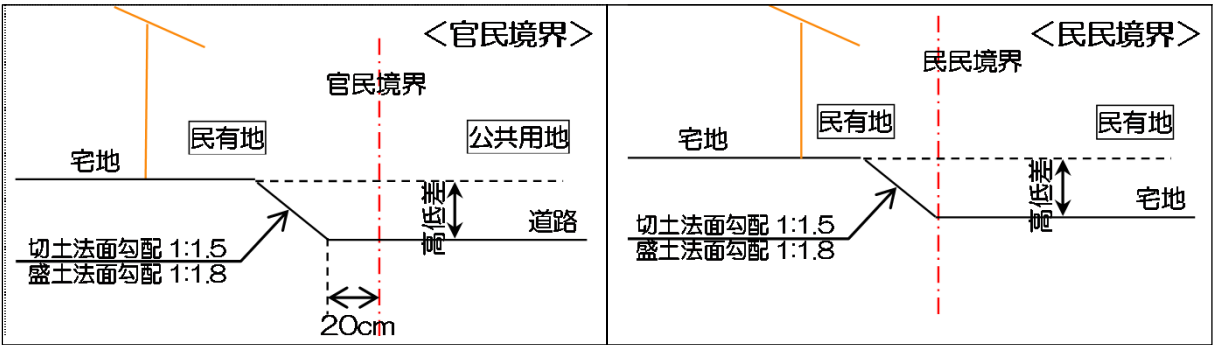
事業と換地手続きの流れは以下のとおり予定しております。



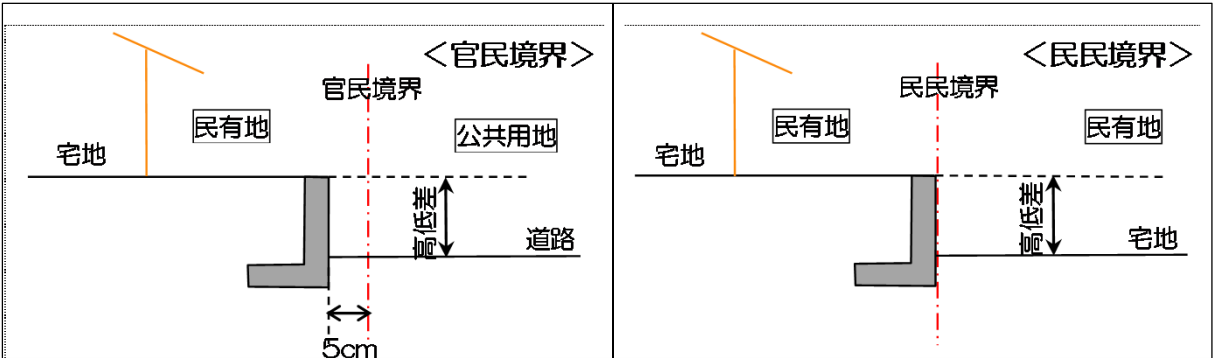
○ 宅地の高低差処理について

宅地の境界に発生する高低差について、高低差が0.5m未満の場合は「法面（のりめん）」とし、0.5m以上の場合は、コンクリートの擁壁を設置します。
なお、民有地が接する隣接地との境界については、下図のようにします。

●法面の場合（高低差＜0.5m）



●擁壁の場合（高低差≥0.5m）



○ 高田地区 年度別整備スケジュールについて

現在、高台の早期使用収益開始に向け、高台部の切土造成工事を先行し、その発生土により、かさ上げ部の盛土を行っています。

年度別整備スケジュールは以下のとおり予定しております。

高田地区		年度別整備スケジュール(予定)				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高台部	高台2					
	高台3※					
	高台4	変更前				
		変更後				
	高台5					
	高台6					
	シンボルロード 高田北幹線					
かさ上げ部	高台7					
	中心市街地					
	住宅早期再建 エリア					
平地部	その他					
	平地部					

凡例		準備等		造成工事等
		埋蔵文化財調査等		工事進捗に合わせ順次建築着工
		工事用道路整備		

※高台3は、埋蔵文化財調査等との調整により、可能な範囲から整備を進める予定です。